**第２次大阪府食育推進計画の計画期間及び目標値について**

**資料１－１**

○食育は、食育基本法において「**国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成**」に

資することを旨として行うことが定められており、大阪府においては現在、健康・

生産・教育保育分野の関係部局が連携を図りながら推進している。

○健康分野の食育は、健康づくりや歯とお口の健康と密接に関係しており、第３次

食育推進計画の策定にあたっては、「健康増進計画」及び「歯科口腔保健計画」と

整合性を図りながら、一体となって府民の健康課題解決に向けた取組を行う必要が

ある。

○第２次食育推進計画の計画期間は平成24年度から28年度までであるが、第２次

健康増進計画及び歯科口腔保健計画の計画期間は29年度までとなっている。

○次期３計画の検討にあたっては、３計画の整合性を図りながら、府民の健康寿命の

延伸に向けた効果的な取組を検討する必要があることから、第２次食育推進計画の

計画期間を１年延長する。

* **第２次食育推進計画期間**

（現在）平成24年度 ～ 平成28年度　⇒ （変更後）平成24年度 ～ 平成**29**年度

* **第３次食育推進計画**

（計画期間） 平成30年度 ～ 平成34年度

（策定スケジュール） 資料２のとおり

* **第２次食育計画の目標値**

（目標値変更の考え方）

28年度末に目標値を達成する見込みの場合は目標値を上方修正、①達成できない

見込み、②現時点で28年度末の現状値が判断できない、③これまでの現状値の推移

が安定していない場合は、目標値を据え置く